重要事項説明書

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用）

1　事業所の概要

事　業　所　名	横浜市霧が丘地域ケアプラザ
所　在　地	神奈川県横浜市緑区霧が丘３－２３
事業者指定番号	第１４０３３０００７０号
管理者連絡先	０４５－９２２－６６３３
サービス提供地域	神奈川県横浜市緑区霧が丘１～６丁目

2　事業所の職員体制等（兼務有）

職　　種	人　　員
管　理　者	１名
保　健　師	１名以上
主任ケアマネジャー	１名以上
社会福祉士	１名以上
介護支援専門員	１名以上

3　営業時間

営業時間 （相談対応可能時間）	９：００～１７：００（除く日・祝日）
休館：施設点検日等及び年末年始（１２／２９～１／３）	

4　利用者負担金

(1)　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。

(2)　事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費の支払いが必要となります。

5　当法人の特徴

奉優会では、顧客満足を得ることや潜在的な利用者ニーズを社会のシステムとして具体化し、社会のニーズや「夢」を実現することを通して、広く社会に貢献していくことが必要であると考えます。そのためには社会の新しいニーズ（ソーシャル・ニーズ）を見つけ出し、それに対応する力（ソーシャルワーカーズ・アビリティ）を磨き、社会貢献を通じて法人の社会的責任を担う（ソーシャルレスポンシビリティ）これらの3点を融合させながら、社会全体のニーズを満たすことができる法人を目指します。

6　緊急時の対応

サービス提供にあたり事故・体調の急変等が生じた場合は、事前の打合せに基づき、家族・主治医・救急機関等に連絡します。

医療機関・ 主治医等	名称及び氏名
	電話番号
緊急連絡先	氏　名　　（続柄　　）
	電話番号

7　相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

横浜市霧が丘 地域ケアプラザ	電話番号　　０４５－９２２－６６３３ ＦＡＸ番号　　０４５－９２２－６６１１ 責任者　　所長　　林　ゆかり（除く日・祝日） 対応時間　　９：００～１７：００

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

緑福祉保健センター 高齢・障害支援課高齢者支援担当 （市町村介護保険相談窓口）	電話番号　　０４５－９３０－２３１１ ＦＡＸ番号　０４５－９３０－２３１０
	対応時間　　９：００～１７：００ （土日祝日及び１２／２９～１／３を除く　）
神奈川県国民健康保険団体連合会 （国保連） 介護予防支援に関する苦情のみの対応	電話番号　　０４５－３２９－３４４７
	対応時間　　９：００～１７：００ （土日祝日及び１２／２９～１／３を除く　）
横浜市健康福祉局介護事業指導課 はまふくコール	電話番号　　０４５－２６３－８０８４
	対応時間　　９：００～１７：００ （土日祝日及び１２／２９～１／３を除く　）

8　当法人の概要　　令和８年 10 月 1 日現在

名称・法人種別	社会福祉法人　奉優会
代表者役職・氏名	理事長　香取　寛
本部所在地・電話番号	東京都世田谷区駒沢１丁目４番１５号　真井ビル５階 電話番号　０３－５７１２－３７７０
事業	１．　特別養護老人ホーム
	２．　短期入所生活介護
	３．　通所介護事業所
	４．　認知症対応型通所介護事業所
	５．　訪問介護事業所
	６．　(看護)小規模多機能型居宅介護
	７．　グループホーム
	８．　地域包括支援センター
	９．　居宅介護支援事業所
	10.　介護予防支援事業所
	11.　高齢者センター
	12.　ケアハウス
	13.　配食事業

9　介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者

事　業　所　名	
所　在　地	
事業者指定番号	第　　号
管理者連絡先	
サービス提供地域	

10　天変地異等による自然災害、感染症の流行及び蔓延予防のため、契約を継続し難い事由がある場合は、保険者の意向を鑑みて、文書もしくは通信手段等を利用してご連絡致します。

11　虐待防止のための措置に関する事項

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催し、従業者へ周知徹底

(2) 虐待防止の指針を整備

(3) 従業者への虐待防止のための研修の定期的実施

(4) 上記措置を実施するための担当者の設置

(5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとします。

12　身体拘束等の適正化推進

当事業所は、身体拘束等の適正化を推進するため、次に掲げる措置を講じます。

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13　業務継続計画の策定

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定します。

(2) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

【 説明確認欄 】

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項について文書を交付し、説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　事業者名　横浜市霧が丘地域ケアプラザ

説明者　　印

（業務委託先　居宅介護支援事業者）

所在地

事業者名

担当ケアマネジャー

（※　居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書原案の作成を希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入）

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項について交付、説明を受け、同意しました。

令和　　年　　月　　日

利用者　　氏　名　　印

代理人又は立会人　　氏　名　　印

個人情報使用同意書

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用）

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1　使用する目的

利用者のための介護予防サービス・支援計画書の作成（変更）及びこれに沿った円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員や事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合

2　使用する事業者の範囲

指定介護（予防）サービス事業者及び介護保険外サービス事業者の担当者、及び主治医や医療機関の担当者、並びに介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な地域の行政機関や民生委員などの関係機関（団体）の担当者（利用者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な関係者に限る）

3　使用する期間

令和　　年　　月　　日から契約終了日まで

4　条　件

(1)　個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2)　緊急を要すると判断した場合は、必要最低限の個人情報を上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告すること。

(3)　個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和　８年　　月　　日

事業者（説明者）霧が丘地域ケアプラザ地域包括支援センター　　様

業務委託先居宅介護支援事業者（担当者）　　様

（※　居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防サービス・支援計画書の原案作成を希望された場合（契約の代行を含む）のみ記入）

上記２に該当する関係者　様

（利用者）　住所　横浜市緑区霧が丘３-２２-５　GT２－４０６

氏名　　印

（利用者の家族）　住所

氏名　　印